

## 【論点①】 洋上風力発電施設の国際法上の位置付け

UNCLOS 関連条文	国際法上の 考え方	領海における運用状況	EEZを対象とする他分野の 法律における参考事例	論点に対する考え方 (仮説)
<p><b>第56条</b> →EEZにおける沿岸国の主権的権利、管轄権及び義務について規定</p> <p><b>第60条</b> →EEZにおける人工島、施設及び構築物について規定 (沿岸国の排他的管轄権)</p> <p><b>第91条1</b> →船舶の国籍について規定</p> <p><b>第92条1</b> →船舶の地位について規定 (旗国主義)</p>	<p>●UNCLOS上、船舶、施設及び構築物の何れも定義なし</p> <p>●IMO関連条約には、条約の目的及び趣旨に鑑み、「船舶」の定義を個別に規定しているものあり (例：COLREG条約：「水上輸送の用に供され、または供することができる船隻類」)</p> <p>●UNCLOSにおける「施設及び構築物」は、通常その設置場所が固定されているものと考えられる</p> <p>●主たる利用目的が経済目的であり、また、設置にあたり、船舶で曳航されたり、船舶で部品を運び、設置場所で組み立てる必要があれば、UNCLOS第60条の「施設及び構築物」に当たるとの主張あり</p>	<p>●浮体式は、船舶安全法上の「特殊船」の安全基準を満たす必要があるが、現在、船舶法上の登録の対象として扱われていない</p> <p>●着床式は、船舶安全法・船舶法の適用は無</p>	<p>●<u>排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年公布）</u> →「人工島、施設及び構築物」は、いずれも海上において人工的に作られる建造物等を指し、「施設及び構築物」には、鉱物資源開発のためのプラットフォームや掘削活動に従事している掘削バージ等が含まれると法の制定時に整理している</p> <p>●<u>海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成19年公布）</u> →EEZ及び大陸棚で行われる活動であって、我が国の法令が適用されるものに係る工作物及び大陸棚の掘削に従事するために進行を停止している船舶を「海洋構築物等」と定義</p>	<p>●洋上風力発電施設（浮体式、着床式）は、特定の場所に固定されるものであり、また、主たる活動目的も経済目的の発電であることから、国際法上ではUNCLOSにおける「施設及び構築物」に位置付けて管轄権を行使するのが適当と考える</p>

## 【論点②】 主権的権利の範囲

UNCLOS 関連条文	国際法上の考え方	領海における運用状況	EEZを対象とする他分野の 法律における参考事例	論点に対する考え方 (仮説)
<p><b>第56条</b> →EEZにおける沿岸国の主権的権利、管轄権及び義務について規定</p>	<p>●沿岸国は、UNCLOS上、EEZにおいて、海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源の探査開発等並びに経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利を有する（UNCLOS第56条）</p>	<p>●<b>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年公布）</b> →促進区域内海域の占用等に係る許可（10条）、促進区域内における禁止行為（12条）、非常災害時における緊急措置等（23条）、監督処分（24条）、報告の徴収・立入検査（25条）などを規定</p> <p>●領海における洋上風力発電に必要なとなる海域の占用許可については、着床式・浮体式ともに、一般海域では、都道府県の一般海域管理条例に基づき都道府県知事が、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域では、再エネ海域利用法に基づき国交大臣が、港湾区域では、港湾法に基づき港湾管理者が占用許可を行っている。</p>	<p>●<b>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年公布）</b> →特定の海域における漁業等の禁止（4条）、漁業等の許可（5条）、入漁料（7条）、試験研究等のための水産動植物の採捕の承認（8条）、探査の承認（10条）、立入検査（15条の2）などを規定</p> <p>●<b>鉱業法（昭和25年公布）</b> →鉱業権（第二章）、鉱物の探査の許可（100条の2）、違反行為に対する措置（100条の6）、報告の徴収・立入検査（144条）などを規定</p>	<p>●主権的権利の行使の一環として、国内法上必要な手続きを規定すれば、洋上風力発電事業に係る探査及び開発のための活動に関しては、基本的に領海内と同様、占用等の許可・監督処分・報告の徴収・立入検査などを行って使用できる</p>